

平成30年2月16日
資料

平成29年度 第4回 高知県国民健康保険運営協議会

<議題>

- 1 平成30年度における「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」等について
- 2 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計予算(案)について

<その他>

- ◇国民健康保険の制度改革に関連する県条例について

【このページは白紙です。】

平成30年度における「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」等について

平成30年度以降の国保財政の基本的な仕組み(イメージ)

医療給付費等の見込みに基づき、市町村ごとの納付金を決定し請求
(医療費水準、所得水準を考慮)

県全体 ○億円

A市 ○億円
B町 ○千万円
⋮

標準保険料率
の提示

県は、各市町村が保険料率を定めるにあたって参考とする標準保険料率を示す

徴収した保険料等を財源として納付金を都道府県に支払い

標準保険料率を参考に、各市町村が、納付金等を賄うための保険料率を決定し、賦課・徴収

都道府県

①

事業費納付金

保険給付費交付金

⑦

県は、市町村からの事業費納付金、国庫負担金等の公費等を財源に支払い。

②

保険給付の実績に基づき請求

⑤

市町村

国保連合会

保険料の賦課

保険料の徴収

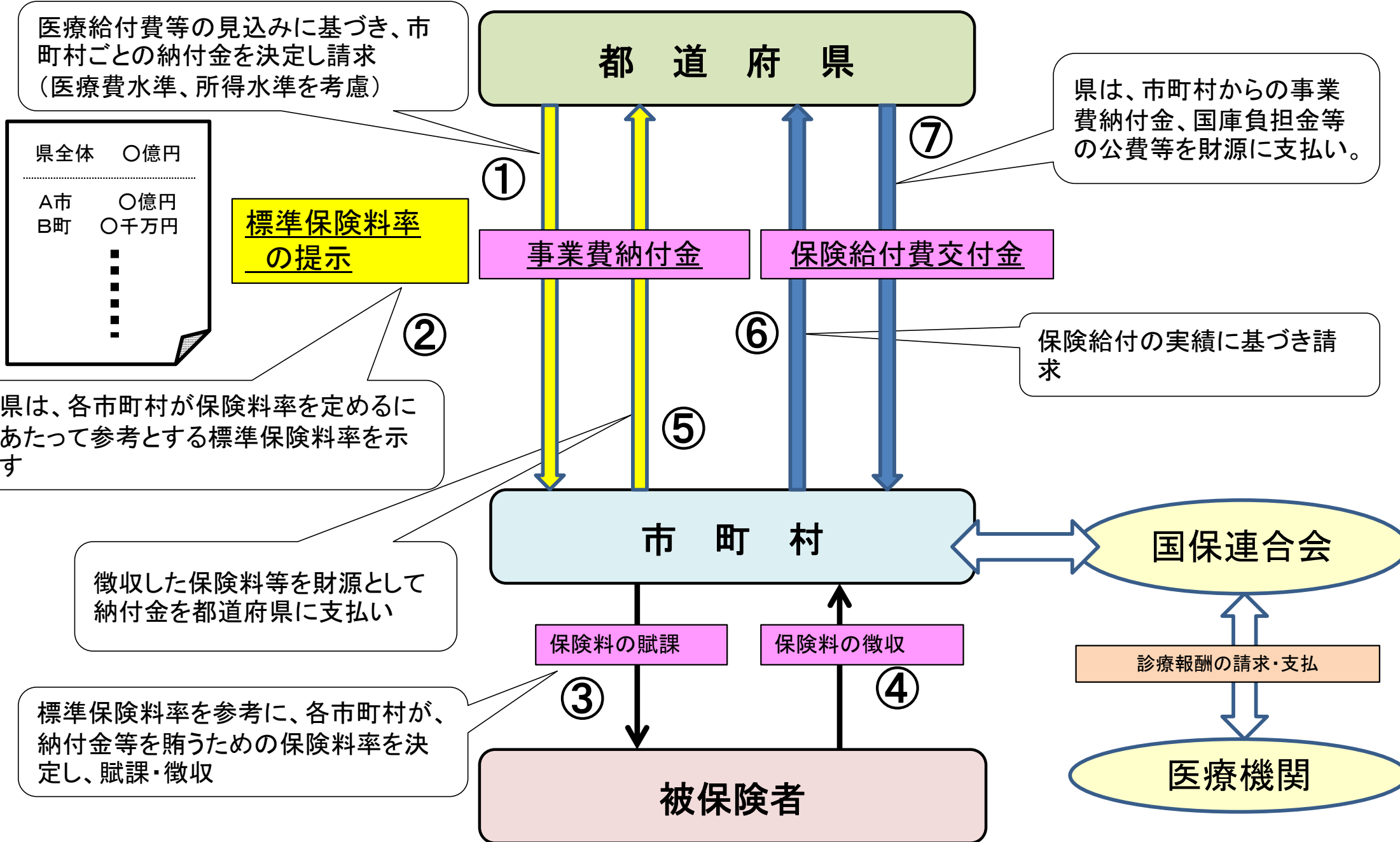
診療報酬の請求・支払

③

④

被保険者

医療機関



国保事業費納付金と保険料額との関係

県における作業

歳出

県全体で賄う費用
 ・医療に要する
 保険給付費
 ・後期高齢者支援金
 ・介護納付金

歳入

県全体で交付される
 公費
 ・定率国庫負担
 ・国普通調整交付金
 ・県繰入金(1号)
 ・前期高齢者交付金 等

国保事業費納付金総額

各市町村の医療
 費水準、所得水
 準、被保険者数
 等に応じて配分

各市町村ごとの
 国保事業費納付金
 【激変緩和措置】

市町村における作業

歳出

市町村個別
 の事業費
 ・保健事業
 ・出産育児一
 時金等諸費
 ・葬祭費
 など

歳入

市町村個別の
 公費等
 ・国特別調整
 交付金
 ・国の保険者
 努力支援制度
 ・県繰入金
 (2号分)
 ・法定の一般
 会計繰入金
 など

①
 本来あ
 るべき
 保険料
 必要額
 (軽減
 前)

本来あるべき
 保険料算
 定額
 (軽減前)

県

この金額を基に、市町
 村の参考とするために
 「標準保険料率」を算出

①を「標準的な保険料収
 納率」で割り戻して算出

市町村

この金額を基に「保険料税
 率」を算出して、賦課・徴収
 を行う。

歳入

保険料の
 調整
 ・前年度繰越金
 ・基金繰入金
 ・法定外の一般
 会計繰入金
 など

②
 保険
 料必要額
 (軽減
 前)

保険
 料算
 定額
 (軽減
 前)

②を市町村ごとの「予定保険料収納
 率」で割り戻して算出

国保事業費納付金の徴収について（算定方法）

主な算定条件	内容
医療費指数反映係数(α)	医療費水準を納付金の配分に全て反映($\alpha = 1$)。
納付金の算定対象とする保険給付費の範囲	<p>医療分の保険給付費は、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費とする。</p> <p>なお、各市町村の出産育児一時金、葬祭費、保健事業費は、保険料水準を統一する場合は納付金の算定対象費用に含めることが可能とされているが、本県は当面は保険料水準の統一は行わないこととしているため、これらを納付金の算定対象費用に含めない。</p>
所得係数及び応能割と応益割の割合	<p>応能割と応益割の割合の算出は所得係数(β)※を使用。</p> <p>※所得係数(β) = 県平均の1人当たり所得 ÷ 全国平均の1人当たり所得</p>
激変緩和措置について	激変緩和措置は、被保険者1人当たりの納付金が制度改革前の納付金相当額と比べ、医療費等の自然増等の割合に1パーセントを加算した割合を超えて増加すると見込まれる場合に行う。
納付金の配分の算定方式	3方式(所得割・均等割・平等割)
所得割と資産割、均等割と平等割の賦課割合	<p>所得割:資産割 = 100:0 (3方式のため、資産割を用いない。)</p> <p>均等割:平等割 = 70:30</p>
賦課限度額	医療分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円
高額な医療費の共同負担	特別高額医療費(レセプト1件当たり420万円超のうち200万円超部分)の共同負担を行う。

平成30年度 国保事業費納付金総額（確定係数による算定結果）

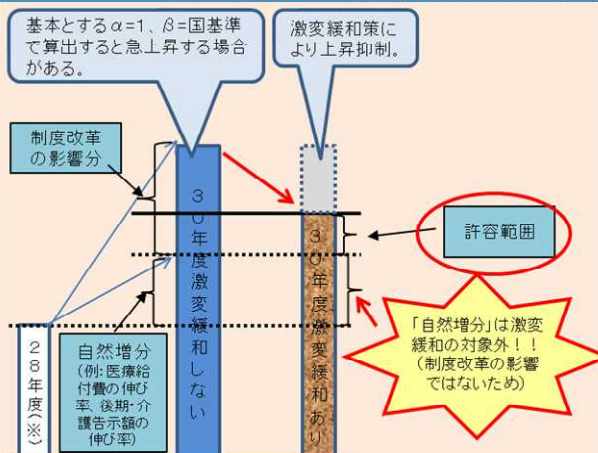
算定の前提条件

- $\alpha = 1$ (納付金算定において、市町村ごとの医療費の差異を全て反映する)
- 所得係数 (β) = 国基準
※ 県平均の1人あたり所得 ÷ 全国平均の1人あたり所得
- 特別高額医療費の共同負担実施を行う。
- 平成30年度の診療費は、平成24→26年度にかけての診療費の伸び率(2年間の伸び率)を平成28年度診療費に乘じることにより推計。
- 「自然増等」の割合(2年間の伸び率)※()内は1人当たりの差額
⇒ 医療分 ▲ 0.86% (▲810円)
・後期高齢者支援金分 1.92% (484円)
・介護納付金分 ▲ 0.98% (▲296円)
・3つの合算 ▲ 0.33% (▲422円)

算定結果

- ・激変緩和の許容範囲1%で市町村が県に支払う納付金を算定(激変緩和用財源673百万円のうち437百万円を活用)
- ・激変緩和用財源の残額236百万円を、各市町村の激変緩和措置後の算定額に均等に充当【④】
- ・結果ほとんどの市町村で、激変緩和の対象となる基準値【①】を下回る。増加・大川村のみ(特殊要因)
- ※実際の保険料(税)は、各市町村が一般会計や基金からの繰入等を行って設定するため、納付金と同様の傾向になるとは限らない。

激変緩和措置のイメージ



※単年度では変化が大きいため、全市町村で医療分は、平成27年度と28年度の2年度平均から算出する。(後期・介護は全市町村で単年度。)
※文比べは「納付金(d)」で文比べを行う。

1人当たりの納付金額及び納付金総額

「納付金額」は被保険者が市町村に納める「保険料税額」ではなく、市町村はこの「納付金額」を基に、市町村の保健事業に要する費用や市町村ごとに交付される国費などの収入を加味し、保険料(税)率を定めることとなります。

市町村名	H28年度 1人当たり納付金額		H30年度 1人当たり納付金額		①/④	H30年度納付金総額 (一般+退職分)
	①H28年度決算ベース (医療分のみH27年度と H28年度の平均)	②激変緩和措置前	③激変緩和措置後	④激変緩和措置、余 剰財源配分後		
高知市	132,636	129,221	129,221	127,831	96.38%	8,717,680,580
室戸市	145,029	152,564	146,003	144,380	99.55%	672,921,074
安芸市	138,102	140,900	139,029	137,564	99.61%	814,083,712
南国市	132,412	130,618	130,618	129,214	97.58%	1,422,005,726
土佐市	127,026	133,176	127,879	126,509	99.59%	1,024,499,128
須崎市	125,424	119,363	119,363	118,129	94.18%	803,025,760
土佐清水市	126,437	127,140	127,140	125,763	99.47%	574,091,481
宿毛市	124,999	111,721	111,721	110,531	88.43%	633,280,573
四万十市	112,882	102,586	102,586	101,546	89.96%	906,417,154
香南市	123,832	131,004	124,664	123,345	99.61%	1,091,627,754
香美市	123,641	133,135	124,472	123,137	99.59%	860,805,153
東洋町	120,001	146,402	120,807	119,476	99.56%	105,338,370
奈半利町	128,671	142,140	129,535	128,133	99.58%	122,816,020
田野町	130,054	106,715	106,715	105,672	81.25%	83,816,530
安田町	147,549	156,470	148,540	146,861	99.53%	130,340,407
北川村	125,395	179,302	126,238	124,842	99.56%	45,512,961
馬路村	120,938	189,044	121,751	120,573	99.70%	22,699,844
芸西村	179,789	176,013	176,013	174,082	96.83%	247,584,000
大川村	54,240	114,939	54,604	54,273	100.06%	4,630,717
土佐町	110,703	127,251	111,447	110,236	99.58%	106,204,005
本山町	110,215	124,308	110,955	109,818	99.64%	90,315,102
大豊町	123,567	135,258	124,397	122,992	99.53%	133,119,458
佐川町	126,427	121,374	121,374	120,083	94.98%	392,456,874
越知町	114,597	138,507	115,367	114,200	99.65%	167,891,293
中土佐町	130,719	132,214	131,597	130,182	99.59%	246,194,928
日高村	111,746	118,897	112,497	111,325	99.62%	150,563,056
橋原町	108,208	111,423	108,935	107,795	99.62%	101,860,768
大月町	139,218	123,734	123,734	122,427	87.94%	219,272,267
三原村	120,702	107,417	107,417	106,262	88.04%	47,416,395
いの町	119,424	132,761	120,226	118,954	99.61%	691,244,719
津野町	118,738	118,196	118,196	116,905	98.46%	166,757,998
仁淀川町	106,535	106,317	106,317	105,165	98.71%	148,850,423
四万十町	118,486	114,454	114,454	113,291	95.62%	593,305,251
黒潮町	124,569	126,027	125,406	124,036	99.57%	434,676,832
県計	128,569	128,147	125,663	124,321	96.70%	21,973,306,313

※①の平成28年度の1人当たりの納付金相当額は、保険給付費などの額を基に、国の示した方法により算出した納付金相当額で、医療分のみ平成27年度と平成28年度の平均額を用いている。

※1人当たりの納付金額は、医療分及び後期高齢者支援金分は一般分のみ。ただし、介護納付金分は退職分を含む。

平成30年度 標準保険料率（確定係数による算定結果）

標準保険料率とは？（3つの標準保険料率）

①都道府県標準保険料率

・全国統一の保険料算定ルール（所得割、均等割の2方式等）により、都道府県間比較を行うもの。

法で算定が義務付け

②市町村標準保険料率

・県内統一の保険料算定ルール（所得割、均等割、平等割の3方式等）により市町村間比較を行うもの。

③市町村の算定方式に基づく標準保険料率

・平成29年12月時点で市町村から指定された算定方法（算定方式や被保険者の所得、賦課割合等）によって算定。

算定は任意

国民健康保険法抜粋

（標準保険料率）

第八十二条の三 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該②都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（第三項において「市町村標準保険料率」という。）を算定するものとする。

2 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該①都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値（次項において「都道府県標準保険料率」という。）を算定するものとする。

3 都道府県は、市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率（以下この条において「標準保険料率」という。）を算定したときは、厚生労働省令で定めるところにより、標準保険料率を当該都道府県内の市町村に通知するものとする。

4 前項に規定する場合において、都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、標準保険料率を公表するよう努めるものとする。

標準保険料率の主な算定条件

主な算定条件	都道府県標準保険料率	市町村標準保険料率
標準的な保険料算定方式	2方式（所得割・均等割）	3方式（所得割・均等割・平等割）
応能割と応益割の割合	応能割と応益割の割合の算出は所得係数(β)※を使用。 ※所得係数(β) = 県平均の1人当たり所得 ÷ 全国平均の1人当たり所得	
所得割と資産割、均等割と平等割の賦課割合	所得割：資産割 = 100:0 (2方式のため、資産割を用いない。) 均等割：平等割 = 100:0 (2方式のため、平等割を用いない。)	所得割：資産割 = 100:0 (3方式のため、資産割を用いない。) 均等割：平等割 = 70:30
賦課限度額	医療54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円	
標準的な収納率	各市町村の調整後の保険料必要収納額の総和で算定するため、設定がありません。	市町村ごとに、被保険者数の規模に応じて、標準的な収納率を設定しています。

①都道府県標準保険料率（2方式）

⇒全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県間比較を行うもの。

区分	所得割率	均等割額
医療分	7.19%	40,869円
後期高齢者支援金分	2.39%	13,560円
介護納付金分	2.11%	15,694円

※注意：都道府県標準保険料率は実際の保険料(税)率を示すものではありません。

②市町村標準保険料率（3方式）

⇒県内統一の保険料算定ルール（所得割、均等割、平等割の3方式等）により市町村間比較を行うもの。

留意事項（重要）

平成30年度の実際の保険料率は、県が示す標準保険料率を参考に、市町村独自の財源の活用や収納率等を踏まえ、各市町村において決定されます。このため、今回の算定結果が実際の保険料(税)率を示すものではありません。

No.	市町村名	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
1	高知市	7.37	30,508	21,316	2.34	9,667	6,754	2.35	12,283	5,692
2	室戸市	7.39	30,574	21,362	2.24	9,248	6,461	1.92	10,042	4,654
3	安芸市	6.97	28,839	20,150	2.32	9,567	6,684	2.01	10,521	4,876
4	南国市	6.96	28,784	20,112	2.38	9,811	6,855	2.10	11,002	5,099
5	土佐市	6.74	27,903	19,496	2.26	9,320	6,512	1.85	9,658	4,476
6	須崎市	6.36	26,300	18,376	2.27	9,378	6,552	1.97	10,283	4,766
7	土佐清水市	6.84	28,317	19,785	2.17	8,976	6,272	1.93	10,084	4,674
8	宿毛市	5.30	21,941	15,330	2.11	8,711	6,086	1.67	8,731	4,047
9	四万十市	5.18	21,431	14,974	2.27	9,373	6,549	1.82	9,502	4,404
10	香南市	6.87	28,436	19,868	2.33	9,643	6,738	2.06	10,792	5,002
11	香美市	6.65	27,528	19,234	2.32	9,573	6,688	2.00	10,455	4,846
12	東洋町	6.93	28,680	20,039	2.09	8,626	6,027	1.48	7,723	3,579
13	奈半利町	7.61	31,469	21,988	2.29	9,462	6,611	1.94	10,121	4,691
14	田野町	5.46	22,579	15,776	2.22	9,180	6,414	2.11	11,038	5,116
15	安田町	9.87	40,821	28,522	2.24	9,245	6,459	1.95	10,202	4,728
16	北川村	7.84	32,416	22,649	2.28	9,409	6,574	1.66	8,694	4,030
17	馬路村	4.76	19,703	13,766	2.21	9,142	6,387	2.34	12,223	5,665
18	芸西村	9.92	41,036	28,672	2.43	10,042	7,016	2.28	11,909	5,519
19	大川村	0.12	480	335	2.28	9,416	6,579	2.07	10,800	5,006
20	土佐町	6.56	27,119	18,948	2.14	8,846	6,180	1.54	8,029	3,721
21	本山町	5.65	23,395	16,346	2.19	9,034	6,312	2.03	10,608	4,916
22	大豊町	8.26	34,180	23,881	2.31	9,522	6,653	1.90	9,959	4,615
23	佐川町	6.27	25,956	18,135	2.31	9,559	6,679	2.14	11,190	5,186
24	越知町	6.14	25,413	17,756	2.18	8,994	6,284	2.00	10,484	4,859
25	中土佐町	7.35	30,428	21,260	2.22	9,190	6,421	2.17	11,356	5,263
26	日高村	6.69	27,677	19,338	2.26	9,345	6,529	2.42	12,652	5,864
27	橋原町	7.66	31,687	22,140	2.40	9,927	6,936	1.79	9,341	4,329
28	大月町	6.76	27,960	19,536	2.07	8,551	5,975	1.96	10,255	4,753
29	三原村	6.22	25,715	17,967	2.03	8,379	5,854	1.90	9,948	4,611
30	いの町	6.85	28,345	19,805	2.34	9,671	6,757	2.06	10,749	4,982
31	津野町	6.84	28,300	19,773	2.06	8,523	5,955	1.64	8,575	3,974
32	仁淀川町	5.80	23,975	16,751	2.14	8,845	6,180	1.77	9,260	4,292
33	四万十町	5.69	23,533	16,443	2.29	9,459	6,609	2.04	10,668	4,944
34	黒潮町	7.28	30,130	21,052	2.22	9,158	6,399	1.70	8,866	4,109

③市町村の算定方式に基づく標準保険料率（各市町村指定の算定方式）

⇒各市町村の指定する算定方法等により算出。（参考値）

留意事項（重要）

市町村の算定方式に基づく標準保険料率は、平成29年12月時点で市町村から指定された算定方法（算定方式や被保険者の所得、賦課割合等）によって算出しています。

※市町村指定の算定方式や賦課割合等を使用して算出しているものであり、平成30年度の市町村の実際の保険料算定方式とは異なることがあります。また、**実際の保険料(税)率を示すものではありません。**

No.	市町村名	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
		所得割 (%)	資産割率 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割率 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割率 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
1	高知市	8.99	-	22,869	23,995	2.86	-	7,302	7,662	2.81	-	8,930	6,339
2	室戸市	9.86	38.19	19,296	23,509	1.61	13.86	9,831	7,390	2.21	7.10	7,483	5,037
3	安芸市	6.34	31.68	22,285	24,766	2.40	10.88	6,330	6,290	1.97	6.06	8,187	4,868
4	南国市	7.14	24.73	20,889	22,694	2.43	9.36	6,632	7,626	2.08	6.32	8,266	5,548
5	土佐市	6.88	26.34	20,796	23,081	2.39	9.32	6,560	7,098	1.96	5.87	7,029	4,618
6	須崎市	6.44	25.38	20,216	20,191	2.85	11.87	5,453	6,102	1.84	6.41	7,888	5,131
7	土佐清水市	7.35	16.30	21,279	23,691	2.55	6.64	6,821	5,730	2.37	2.88	7,622	4,324
8	宿毛市	3.70	18.58	14,628	14,772	1.56	7.41	5,836	5,166	1.11	4.99	6,484	4,049
9	四万十市	5.54	17.08	17,196	12,980	2.46	7.39	7,452	5,453	1.93	6.31	7,646	3,755
10	香南市	7.20	-	27,420	19,028	2.49	-	8,020	7,966	2.11	-	8,152	6,216
11	香美市	6.62	34.18	20,699	14,594	2.39	6.87	6,864	6,776	1.92	5.68	7,235	5,465
12	東洋町	7.29	36.38	20,047	20,857	2.13	13.67	5,843	6,841	1.02	-	11,340	-
13	奈半利町	7.46	47.82	21,851	24,209	2.26	13.81	6,665	7,384	2.06	-	12,108	-
14	田野町	4.94	23.19	19,508	15,766	2.14	6.24	7,339	7,330	2.21	-	13,933	-
15	安田町	8.82	65.84	28,135	32,945	2.32	12.09	5,097	7,692	0.93	-	19,646	-
16	北川村	7.76	31.88	21,469	24,573	2.10	9.79	6,985	7,042	1.83	-	11,163	-
17	馬路村	3.91	25.65	15,616	18,912	1.56	9.43	8,331	10,441	2.72	-	13,601	-
18	芸西村	8.55	45.51	33,709	32,307	2.36	13.57	7,234	6,933	1.93	3.40	9,881	9,671
19	大川村	0.14	0.84	274	289	2.76	16.52	5,507	5,640	1.93	26.06	7,276	5,992
20	土佐町	6.78	37.08	21,880	15,448	2.27	11.52	7,164	4,785	1.57	8.78	5,741	3,423
21	本山町	5.46	29.57	19,328	14,241	2.20	11.64	6,959	5,961	1.90	7.73	7,852	6,047
22	大豊町	9.08	58.63	27,876	18,959	2.66	16.26	7,620	5,231	1.63	5.00	6,908	7,552
23	佐川町	6.04	29.60	20,310	18,753	2.20	10.89	7,410	7,069	2.07	12.48	9,663	4,480
24	越知町	7.58	27.98	15,562	15,880	2.39	11.74	6,725	6,058	2.00	13.06	8,331	3,926
25	中土佐町	8.57	34.74	17,431	18,979	2.69	11.72	6,063	3,774	2.06	10.59	7,610	5,208
26	日高村	7.03	-	25,222	17,946	2.29	-	8,625	6,523	2.43	-	10,443	5,920
27	梶原町	8.18	33.32	17,616	28,252	2.26	15.62	5,930	8,500	1.41	5.74	6,455	6,448
28	大月町	7.78	26.70	17,871	20,909	2.32	7.92	6,167	7,052	1.71	7.25	6,835	6,811
29	三原村	6.14	26.97	16,403	21,466	1.84	10.05	5,564	7,282	2.05	6.04	5,163	6,484
30	いの町	7.55	20.97	22,532	17,530	2.57	8.83	7,249	6,400	2.30	9.30	7,509	4,677
31	津野町	7.39	19.12	19,159	21,798	2.54	2.92	5,409	6,833	1.58	8.26	5,111	4,910
32	仁淀川町	6.67	45.27	14,495	18,093	2.54	20.83	5,983	4,480	1.80	8.90	7,376	4,377
33	四万十町	6.80	-	15,502	19,775	3.06	-	6,309	7,113	2.39	-	8,271	4,815
34	黒潮町	7.19	26.88	22,600	22,954	2.21	9.02	6,788	7,082	1.69	4.61	6,844	4,463

【参考】市町村別 1人当たり保険料必要額（平成28年度と平成30年度の比較）

【凡例】※いずれも一般被保険者分。

①平成30年度 1人当たり国保事業費納付金算定額

激変緩和措置用の財源を全て充当した後の平成30年度における1人当たりの国保事業費納付金の額。

②平成30年度 1人当たり保険料必要額(理論値)

- ・国保事業費納付金額に市町村ごとの保健事業費などの歳出や公費などの歳入を加減算した額。
- ・保険料(税)の収納率が100パーセントであると仮定した場合の保険料必要額。

③平成28年度 1人当たり保険料収納額(実績値)

実際の保険料の収納額に保険料の法定軽減分を加算した額である。そのため、決算補填目的の法定外繰入等により調整を行っている市町村は低くなっている。

④平成28年度 1人当たり保険料必要相当額(理論値)

③の額に平成28年度の決算補填目的の法定外繰入金や基金繰入金、公費の超過交付の財政効果額などの保険料の調整額を加算し、平成30年度と比較できるよう調整を行った額。

※下の表の金額(納付金、保険料必要額等)は、実際の各市町村の1人当たりの保険料額を表すものではありません。

No.	保険者名	平成30年度 1人当たり国保事業費納付金算定額 ...【①】	平成30年度 1人当たり保険料必要額(理論値) ...【②】	平成28年度 1人当たり保険料収納額(実績値) ...【③】	②÷③	平成28年度 1人当たり保険料必要相当額(理論値) ...【④】	②÷④
		医療+後期+介護の合計額	医療+後期+介護の合計額	医療+後期+介護の合計額	医療+後期+介護の合計額	医療+後期+介護の合計額	医療+後期+介護の合計額
1	高知市	127,831	99,022	105,340	94.00%	105,340	94.00%
2	室戸市	144,380	111,329	107,637	103.43%	146,617	75.93%
3	安芸市	137,564	112,303	119,525	93.96%	129,653	86.62%
4	南国市	129,214	99,442	106,254	93.59%	109,662	90.68%
5	土佐市	126,509	98,645	99,334	99.31%	127,930	77.11%
6	須崎市	118,129	94,511	100,526	94.02%	107,027	88.31%
7	土佐清水市	125,763	97,390	103,331	94.25%	112,346	86.69%
8	宿毛市	110,531	76,645	97,167	78.88%	97,167	78.88%
9	四万十市	101,546	76,869	92,226	83.35%	92,226	83.35%
10	香南市	123,345	100,935	102,979	98.02%	102,979	98.02%
11	香美市	123,137	95,900	91,166	105.19%	95,952	99.95%
12	東洋町	119,476	94,057	75,136	125.18%	109,456	85.93%
13	奈半利町	128,133	105,234	80,659	130.47%	126,297	83.32%
14	田野町	105,672	86,779	88,398	98.17%	107,163	80.98%
15	安田町	146,861	130,808	91,210	143.41%	131,922	99.16%
16	北川村	124,842	107,629	93,471	115.15%	159,791	67.36%
17	馬路村	120,573	98,958	117,153	84.47%	127,081	77.87%
18	芸西村	174,082	156,248	113,002	138.27%	163,856	95.36%
19	大川村	54,273	31,775	68,610	46.31%	68,610	46.31%
20	土佐町	110,236	88,982	82,054	108.44%	105,877	84.04%
21	本山町	109,818	87,202	100,890	86.43%	105,855	82.38%
22	大豊町	122,992	96,497	67,740	142.45%	108,593	88.86%
23	佐川町	120,083	92,079	97,152	94.78%	97,152	94.78%
24	越知町	114,200	93,798	85,063	110.27%	97,419	96.28%
25	中土佐町	130,182	107,738	92,579	116.37%	107,764	99.98%
26	日高村	111,325	93,550	87,977	106.33%	91,016	102.78%
27	構原町	107,795	102,378	75,881	134.92%	107,247	95.46%
28	大月町	122,427	97,077	92,702	104.72%	121,956	79.60%
29	三原村	106,262	81,172	64,344	126.15%	107,529	75.49%
30	いの町	118,954	96,780	97,765	98.99%	98,476	98.28%
31	津野町	116,905	91,868	101,932	90.13%	108,273	84.85%
32	仁淀川町	105,165	77,878	67,675	115.08%	93,876	82.96%
33	四万十町	113,291	87,608	92,237	94.98%	93,332	93.87%
34	黒潮町	124,036	98,746	99,580	99.16%	123,759	79.79%
	県計	124,321	97,336	100,987	96.38%	109,911	88.56%

※:①~④の合計額は、医療+後期+介護の総額を医療分の一般被保険者数(年度平均)で除算。

【参考】平成29年度保険料（税）率（各市町村の実際の税率）

留意事項（重要）

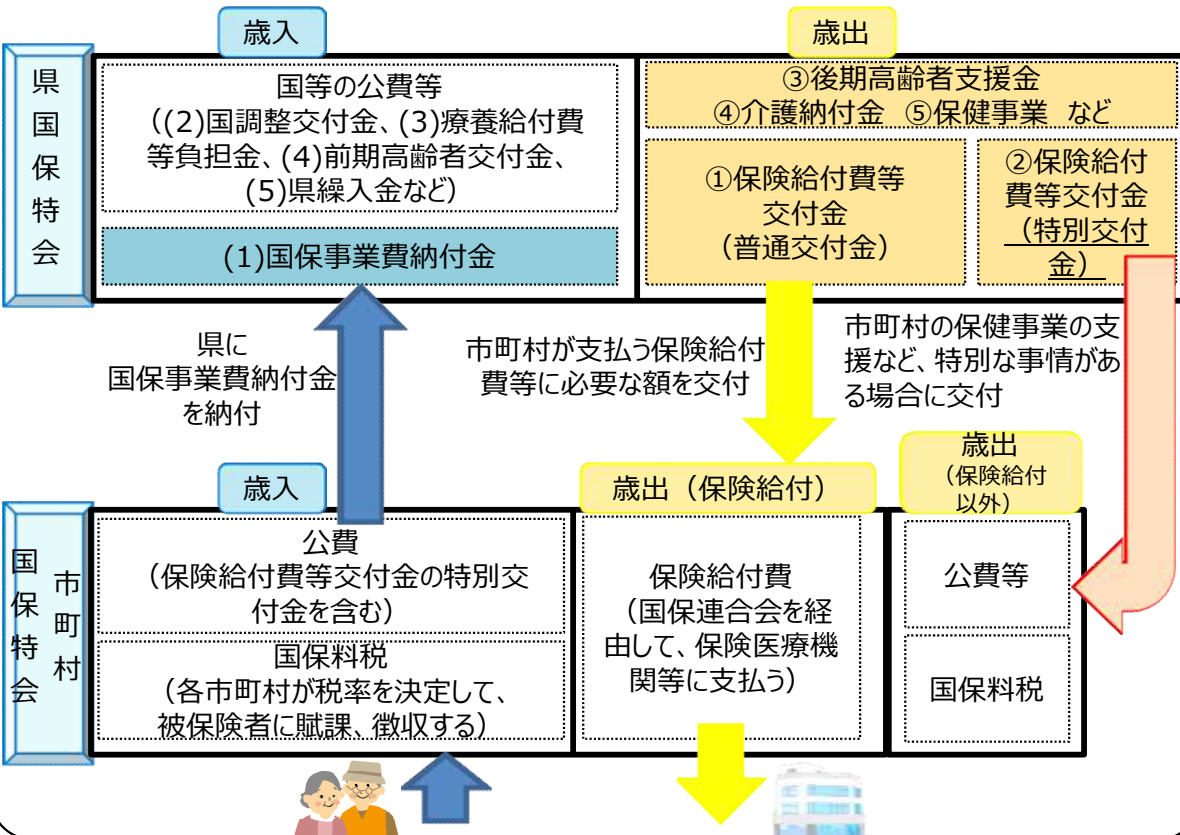
平成29年度の実際の税率であるが、標準保険料率算定時とは、算定方式や被保険者の所得状況等が異なるため、単純な比較はできません。

No.	市町村名	H29年度保険料(税)率(H29.5.15時点)											
		基礎賦課（課税）額				後期賦課（課税）額				介護賦課（課税）額			
		所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
		(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
1	高知市	9.12	—	24,000	26,400	3.26	—	7,200	8,160	2.64	—	7,800	6,480
2	室戸市	9.20	42.18	21,300	26,800	1.10	9.82	6,700	5,200	2.20	7.53	7,700	5,800
3	安芸市	8.00	35.00	25,000	27,000	2.60	10.00	5,800	5,600	2.50	7.00	9,000	6,000
4	南国市	7.80	28.00	25,000	27,000	2.40	9.50	7,000	8,000	2.20	6.90	8,500	6,400
5	土佐市	8.00	30.28	23,600	26,800	2.50	9.72	6,700	7,400	2.50	7.50	8,000	5,900
6	須崎市	7.80	30.00	24,000	25,000	3.20	13.00	6,000	7,000	2.00	7.00	7,700	5,600
7	土佐清水市	7.30	25.00	22,000	25,000	2.50	10.00	7,000	6,000	2.50	5.00	8,000	5,000
8	宿毛市	8.00	33.00	22,000	23,000	2.30	9.00	6,000	5,500	2.00	7.00	7,500	5,300
9	四万十市	7.50	23.00	22,000	17,000	2.35	7.00	6,700	5,000	2.60	8.00	9,000	5,000
10	香南市	7.80	30.00	23,600	20,500	2.20	7.50	6,400	7,500	1.80	6.10	6,500	5,800
11	香美市	6.30	34.00	21,000	15,000	2.00	6.00	6,000	6,000	2.00	6.00	7,000	6,000
12	東洋町	6.00	35.00	15,000	16,000	2.00	15.00	5,000	6,000	1.10	—	10,000	—
13	奈半利町	6.00	38.00	16,500	18,000	2.00	12.00	5,500	6,000	1.40	—	7,000	—
14	田野町	6.00	29.00	21,000	17,000	2.00	6.00	6,000	6,000	2.00	—	10,000	—
15	安田町	6.80	44.00	18,000	21,000	2.20	10.00	4,000	6,000	1.00	—	15,600	—
16	北川村	7.00	28.00	18,500	21,000	2.20	10.00	7,000	7,000	1.80	—	10,000	—
17	馬路村	6.20	45.00	23,000	26,000	1.20	8.00	6,000	7,000	1.60	—	8,400	—
18	芸西村	6.50	28.00	22,000	22,000	2.60	12.00	7,000	7,000	2.10	3.00	9,000	9,000
19	大川村	7.70	49.20	16,500	17,900	0.90	5.80	2,000	2,100	0.90	12.00	3,700	2,800
20	土佐町	6.00	33.00	21,000	15,000	2.00	10.30	6,800	4,600	1.60	9.00	6,000	4,000
21	本山町	6.50	35.00	20,500	15,500	3.00	16.00	8,500	7,500	3.00	11.00	9,500	8,500
22	大豊町	5.90	36.00	16,000	10,000	3.00	17.30	7,600	4,800	1.50	5.00	5,000	6,000
23	佐川町	6.50	32.00	21,200	20,200	2.00	10.00	6,500	6,400	2.60	15.00	11,000	5,700
24	越知町	7.70	30.00	18,000	18,000	2.70	13.00	9,000	8,000	2.50	17.00	11,000	6,000
25	中土佐町	6.70	25.00	18,000	21,000	2.50	10.00	7,500	5,000	1.50	7.00	6,000	5,000
26	日高村	6.95	29.00	21,000	14,400	2.00	11.00	6,300	4,800	2.50	12.00	8,400	4,500
27	禰原町	5.90	26.00	12,500	19,700	1.90	14.20	4,900	6,900	1.00	4.00	3,800	4,400
28	大月町	7.00	28.00	16,000	18,800	3.00	12.00	8,000	9,200	1.43	7.16	5,100	5,600
29	三原村	5.19	20.00	11,250	15,000	2.75	13.20	6,600	8,800	1.21	3.23	2,500	3,750
30	いの町	7.70	21.00	23,000	17,000	2.70	8.50	9,000	6,400	2.10	11.00	9,000	4,500
31	津野町	7.80	20.00	19,000	22,000	3.50	4.00	7,000	9,000	2.50	14.00	7,000	8,000
32	仁淀川町	6.90	40.00	17,500	15,500	2.00	15.00	5,300	4,800	2.40	10.00	8,300	5,600
33	四万十町	7.90	—	16,000	19,800	3.40	—	6,400	7,000	2.70	—	8,000	5,000
34	黒潮町	7.10	26.00	20,600	21,600	2.75	11.00	7,800	8,400	2.60	8.00	9,300	7,000

平成30年度 高知県国民健康保険事業特別会計予算（案）について

国保の財政運営に係る財源の流れ

(経費の頭の番号は下に記載の予算と対応。)



「国保事業費納付金」について

●「国保事業費納付金」とは

▽平成30年度からの新しい国保制度において、市町村の医療に要する費用を賄うための国保保険給付費等交付金等に充てるため、県が県全体の医療給付費等の見込みに基づき算定して、市町村に負担を求めるもの。

●算定方法について

納付金は、県と市町村の協議の結果に基づく各市町村の医療費水準や所得水準、被保険者数等に応じて算定することとされている。

▽医療費水準の反映の程度→医療費の違いを全て(100%)反映

▽所得水準の反映の程度→高知県の被保険者1人当たり所得と全国の被保険者1人当たり所得の比率を用いて算定。

▽特別高額医療費(1件420万円以上の医療費のうち200万円を超える部分)を全市町村で共同負担。

▽平成30年度の診療費は、平成24→26年度にかけての診療費の伸び率(2年間の伸び率)を平成28年度診療費に乗じることにより推計。

●激変緩和措置について(保険料負担の急激な増加の抑制)

▽制度が変わることにより、被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう激変緩和措置を行うようにしている。

激変緩和措置は、制度改革の影響ではない医療費の自然増等分を除き、制度改革前の納付金相当額と比べ1%を超えた場合に実施する。

～平成30年度の国保事業費納付金のポイント～

1人当たり納付金額を制度改革前の納付金相当額と比べると、激変緩和措置により、ほとんどの市町村で減少する。

国保特会予算の概要 予算総額：79,397,692千円

主な歳入 (※【 】内は歳入元)

- (1)国保事業費納付金【市町村】：21,973,304千円
 - ・医療分：15,789,694千円 ・後期分：4,502,155千円 ・介護分：1,681,455千円
- (2)国調整交付金【国】：7,547,725千円
 - ・調整交付金(激変緩和措置分を除く)：7,300,969千円
 - ・激変緩和用の暫定措置：246,756千円
- (3)療養給付費等負担金【国】：14,602,747千円
- (4)前期高齢者交付金【社会保険診療報酬支払基金】：27,740,767千円



(5)県一般会計から国保特会への主な繰出金

- 県繰入金(現在の国調整交付金)：4,172,488千円
 - ・1号繰入金：3,842,488千円(うち、激変緩和に活用190,612千円)
 - ・2号繰入金：330,000千円
- 高額医療費負担金：866,220千円
- 特定健康診査・保健指導負担金：109,845千円

主な歳出 (※【 】内は歳出先)

- ①保険給付費等交付金(普通交付金)【市町村】：64,148,556千円
市町村の保険給付費を賄うための経費。
- ②保険給付費等交付金(特別交付金)【市町村】：1,555,755千円
市町村の特別な事情に応じて交付する経費。
- ③後期高齢者支援金等【社会保険診療報酬支払基金】：9,762,015千円
後期高齢者医療制度の支え合いのための経費。
- ④介護納付金【社会保険診療報酬支払基金】：3,618,349千円
介護保険制度の支え合いのための経費。
- ⑤被保険者の健康づくりと医薬品の適正使用に向けた取組：14,986千円
診療報酬等のデータを活用した血管病の重症化予防及び重複投薬・服薬の適正化のための取組。



平成30年度 県国保特会の予算規模 79,397,692千円

歳出

<県国保特会からの主な歳出>

- 保険給付費等交付金(普通交付金)(市町村) 64,148,556千円
- 保険給付費等交付金(特別交付金)(市町村) 1,555,755千円(★を財源)
- 後期高齢者支援金等(社会保険診療報酬支払基金) 9,762,015千円
- 介護納付金(社会保険診療報酬支払基金) 3,618,349千円
- 被保険者の健康づくりと医薬品の適正使用に向けた取組(県実施) 14,986千円

<県一般会計からの主な歳出>

- 保険基盤安定負担金 3,024,260千円
 - ・保険料軽減分【県負担分3/4(市町村1/4)】(市町村) 2,569,532千円
 - ・保険者支援分【県負担分1/4(国1/2、市町村1/4)】(市町村) 454,728千円

県全体で健康づくり事業に取り組むことにより、医療費適正化を推進するとともに、保険者努力支援交付金の市町村分の確保につなげる。

歳入(県国保特会)

保険者努力支援交付金

○後発医薬品の使用割合や収納率の向上など、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対する交付金。

国保事業費納付金

○保険給付費等交付金(普通交付金)、後期高齢者支援金等、介護納付金、前期高齢者納付金の財源とするため、県が算定し、市町村が県に納付。
○各市町村は、この額等をもとに、国保料税率を決定し、賦課・徴収する。

一般会計繰入金 5,151,134千円(※2)

- 県繰入金(現県調交): 4,172,488千円(再掲)
- 高額医療費負担金: 866,220千円(再掲)
- 特定健診等負担金: 109,845千円(再掲)
- 職員給与と費等繰入金(総務費): 2,581千円

New	保険者努力支援交付金(国) 350,767千円 (県:132,952千円、市町村(★):217,815千円)
	療養給付費等交付金 (社会保険診療報酬支払基金) 647,977千円
	高額医療費負担金 (国、県一般会計から繰入) 1,732,440千円
	特別高額医療共同事業費負担金(国) 40,846千円
	特別高額医療共同事業交付金(国保中央会) 74,949千円
	特定健診等負担金(★) (国、県一般会計から繰入) 219,690千円
	国保財政安定化基金繰入金(基金繰入) 104,873千円(保険者努力支援制度(県分))
New	国保事業費納付金(市町村) 合計21,973,304千円 (内訳) (医療分 15,789,694千円 後期分 4,502,155千円 介護分 1,681,455千円)

国・調整交付金(国) 合計 7,547,725千円 (内訳) (普調:6,421,136千円 特調:941,522千円 激変緩和用の 暫定措置:185,067千円)
--

特調の内訳
・特別事情分(★): 682,415千円
・子どもに係る分: 76,599千円
・保険者努力支援制度(市町村分)(★): 105,833千円
・激変緩和用(特調活用分): 61,689千円
・国保ヘルスアップ事業: 14,986千円

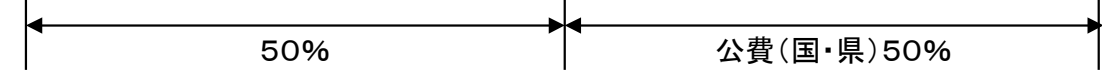
療養給付費等負担金(国) 14,602,747千円

前期高齢者交付金 (社会保険診療報酬 支払基金) 27,740,767千円
--

国・調整交付金
○普通調整交付金
財政力の不均衡等を調整するために交付。
○特別調整交付金
画一的な測定方法では措置できない特別事情を考慮して交付。

前期高齢者交付金
○国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の加入割合の偏在による保険者間の財政の不均衡を、各保険者の前期高齢者の加入割合により調整。

県繰入金
○1号繰入金
市町村間の医療費及び所得水準の格差を考慮し調整する。
○2号繰入金
国保事業の運営の安定化に資する事業を行う市町村に交付。



※1: ()書きは歳出または歳入元。
※2: 歳入の縦線部分は、県一般会計から国保特会への繰り入れ部分。

国民健康保険の制度改革に関連する県条例について

高知県国民健康保険法施行条例について

(1)高知県国民健康保険運営協議会(条例第2章)

国保事業費納付金の徴収、国保運営方針の作成、その他重要事項について審議(知事からの諮問に応じ答申)させるために県に設置。平成29年4月1日に法改正の準備行為として設置した高知県国民健康保険運営協議会は、平成30年3月31日までの期限を設定しているので、法改正後の協議会について、改めて規定する。

○審議する事項

- ・国民健康保険事業費納付金の算定方法等
- ・国民健康保険運営方針
- ・その他の重要事項

★条例の規定 委員の定数、会議の招集・議決方法等

※現条例に規定する委員の任期は、政令に規定(3年)されたため条例には規定不要となる。

委員構成	委員数	備考※ (法施行令の規定)
① 被保険者を代表する委員	3人	①～③は同数
② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員	3人	
③ 公益を代表する委員	3人	
④ 被用者保険等保険者を代表する委員	2人	④は①～③の半数以上同数以下

(2)国民健康保険保険給付費等交付金(条例第3章)

<国民健康保険保険給付費等交付金とは>

市町村が支払う保険給付費等を賄うために、国庫負担金等の公費や市町村が県に納める国保事業費納付金等を財源として、県が市町村に対して交付するもの。市町村が行う保険給付に要した費用に対する**普通交付金**と、市町村個別の事情に応じた財政調整のために必要な費用に対する**特別交付金**とがある。

条例で定める項目	種類	財源	交付対象経費	要綱
・交付金の種類 ・交付に当たり 勘案する事項 (対象経費)	普通交付金	事業費納付金、国庫負担金、国・普通調整交付金、県繰入金のうち全体分、前期高齢者交付金等	保険給付に充てるもの(療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費) ※出産育児一時金、葬祭費、付加給付等については、市町村との協議により、対象としないこととした。	交付基準、 交付時期、 交付手続き 等について 定める。
	特別交付金	国・特別調整交付金のうち個別市町村分	①医療費関係分(結核・精神多額等) ②保険料や一部負担金の災害減免等分 ③事業実施分(国保直営診療所経費等)	
		国・保険者努力支援分のうち個別市町村分	国から県に交付される保険者努力支援制度の市町村分を、県が各市町村に交付する。	
		県繰入金のうち個別市町村分	地域の特別な事情等に応じたきめ細かい調整を行う。交付事由の詳細は要綱で定める。	
		特定健康診査等負担金	市町村が行う特定健康診査及び保健指導の実施に要した費用のうち、国から県に交付される国負担分1/3と、県負担分1/3の合計を、県から各市町村に交付する。	

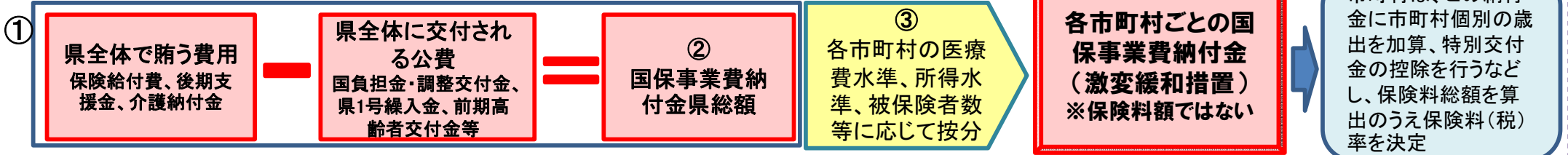
高知県国民健康保険法施行条例について

(3)国民健康保険事業費納付金(条例第4章)

＜国民健康保険事業費納付金とは＞

○国民健康保険保険給付費等交付金やその他の国民健康保険事業に必要な費用の財源として、県が各市町村ごとに納付金額を算定し、徴収するもの。

市町村への按分の基本



- ①国保事業費納付金は、医療分(一般納付金)、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3種類に分けて算定。
- ②医療分等の対象経費から国・県からの公費等を控除し、それぞれの納付金総額を算出。
- ③算出された各納付金総額を、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに各市町村に按分。その際、各市町村の医療費水準及び所得水準を反映。按分に使用する各市町村の医療費水準、所得水準、被保険者数等について県と市町村で検討・協議を行った結果を条例に規定。

納付金について条例で定める事項

※所得係数及び算定方式は、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれについて条例に規定する。
※市町村に対する納付金額の通知は規則に委任する。

項目		内容	県・市町村の検討結果	条例	告示
医療分(一般納付金)	医療費指数反映係数(α)	納付金の配分に市町村ごとの医療費水準をどの程度反映させるかを定める。(医療費分のみ)	当面は医療費水準を全て反映($\alpha=1$)とする。	医療費の多寡が反映されるよう、知事が定める。	告示で $\alpha=1$ を定める。
	年齢調整後医療費指数の算定方法	医療費水準を年齢構成により調整する(※)際に、二次医療圏ごとにおける調整や高額医療費による調整を行うかどうか。行う場合には二次医療圏の範囲や対象となる高額医療費の範囲を定める。(医療費分のみ) (※)5歳階級別の1人当たり医療費が全国平均であった場合の医療費総額と実際の医療費総額を比較して調整する。	・二次医療圏による調整は行わない。 ・県全体で超高額医療費による調整を行う。 (レセプト1件当たり420万円超のうち200万円超部分)	県全体で超高額医療費による調整を行う。 (レセプト1件当たり420万円超のうち200万円超部分)	—
所得水準の反映方法(所得係数(β))		納付金を配分する際の市町村ごとの所得水準の反映に関係する応能・応益割合の算出方法を定める。	「所得係数(β)=県平均の1人当たり所得÷全国平均の1人当たり所得」を用いて算出する。	「県平均の1人当たり所得÷全国平均の1人当たり所得」を基準として知事が定める。	告示で具体的な値を定める。
算定方式	所得等割合(応能部分)	応能(所得)部分の算定方式について、所得だけでなく固定資産税も用いて按分するかどうか。按分する場合は所得と固定資産税の割合も併せて定める。	固定資産税は用いず、所得のみを用いる。	所得のみを用いることを定める。	—
	被保険者数等割合(応益部分)	応益(人数)部分の算定方式について、被保険者数だけでなく世帯数も用いて按分するかどうか。按分する場合は被保険者数と世帯数の割合も併せて定める。	被保険者数と世帯数の両方を用いる。賦課割合は、現行の法定割合の被保険者数:世帯数=70:30とする。	被保険者数と世帯数の両方を用いることを定める。賦課割合は、知事が定める。	告示で賦課割合を定める。

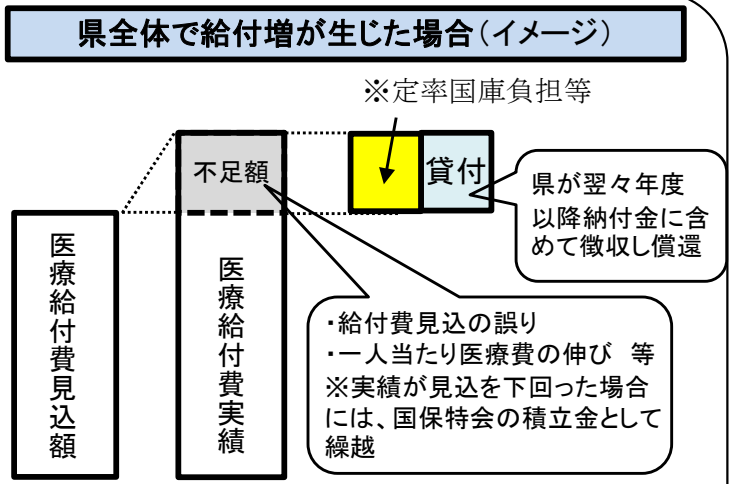
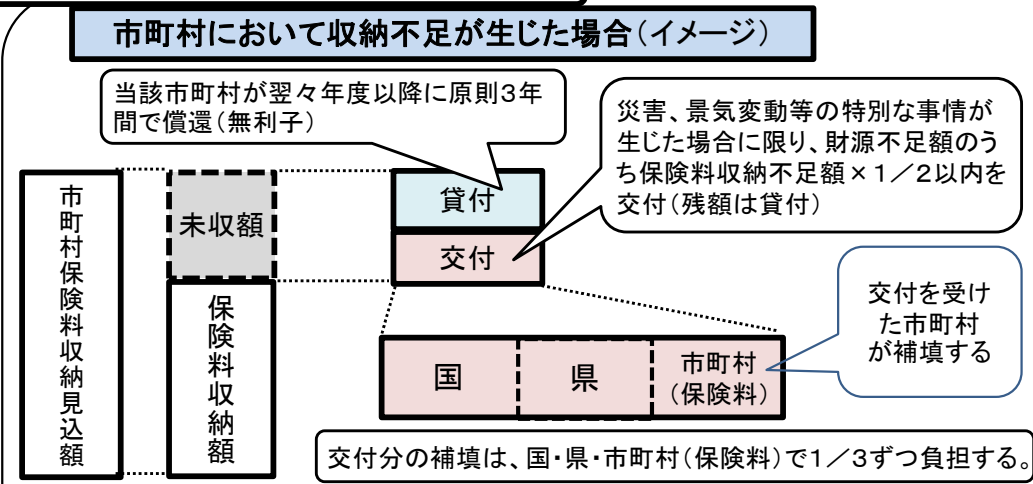
高知県国民健康保険財政安定化基金条例及び高知県国民健康保険財政調整基金条例について

(1) 高知県国民健康保険財政安定化基金条例

1. 基金の設置目的

国保財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、県に財政安定化基金を設置する。

2. 基金事業の内容及び基金積立額



3. 基金積立額

本体基金 (平成27~30年度に交付される国費を積立)	
12.34億円(予定)	
特例基金 (平成29年度に交付される国費を積立)	
激変緩和分	財政基盤強化分
1.85億円(予定)	3.08億円(予定)

※上記の貸付・交付を行う本体基金部分とは区分して、
 ①平成30年度から35年度までに限り、制度改正後の市町村の保険料(税)の水準の著しい上昇の抑制を行う(激変緩和分)ため、及び②平成30年度及び31年度に取り崩し、国から交付される公費と併せて保険者努力支援制度等に充てる(財政基盤強化分)ための特例基金部分を設置

(2) 高知県国民健康保険財政調整基金条例

1. 基金の設置目的

平成30年度から県が行う国民健康保険事業の健全な運営及び各年度間の財政調整を図ることを目的として、基金を新たに設置。

○地方財政法第7条の規定による国保特別会計の剰余金の積立を行う。

○広域化等支援基金の解散に伴い、広域化等支援基金の県拠出金と運用益(約1.9億円)を財源として、制度改正後の市町村の保険料(税)の水準の著しい上昇の抑制(激変緩和)を長期的に行う。

2. 活用のイメージ図 (H33~は未定)

